

平成31年3月19日
開発指導課

「岡山市開発審査会案件運用基準の改正」のお知らせ

市街化調整区域における企業主導型保育施設の立地について

岡山市開発審査会案件運用基準について、下記のとおり改正します。
平成31年4月1日より、運用を予定しております。
詳細・ご不明な点については、開発指導課まで、お尋ねください。

記

【改正概要】

都市計画法第34条第14号により、岡山市開発審査会の議を経て許可することができるものとして、

運用基準(24) 「企業主導型保育施設」の取扱い の基準(別紙)

を追加するもの。

<連絡先>

岡山市 都市整備局

住宅・建築部 開発指導課

電話番号 086-801-1451 (直通)

[岡山市] (24)

「企業主導型保育施設」の取扱い

(平成31年 4月1日制定)

■ 許可要件

市街化調整区域内において、「企業主導型保育施設」を建築目的とする開発行為等で、次の各項に該当するものは、開発審査会の議を経て、法第29条又は第43条の規定により許可ができるものとする。

- (1) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする設置者が、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」に基づき行う保育事業であること。
保育施設を必要とする企業等が自ら設置・運営するものであること。
(「保育事業者設置型」は、対象外。)
- (2) 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」に定められた施設の基準に適合していること。
- (3) 教育・保育提供区域の待機児童数などから岡山市が必要と認めるものであること。
- (4) 「企業主導型保育事業」として、所管部局との調整がとれたものであり、内閣府の助成を受けられるものであること。
- (5) 地域枠(原則定員の1/2)を必ず設定し、利用定員は38人までとすること。
- (6) 企業に勤める従業者が利用する施設であることから、当該企業敷地内あるいはその近隣に設置すること。
- (7) 申請地周辺の市街化調整区域内に存する戸数が、次のいずれかの基準に適合すること
 - ① 申請地を中心とした半径1Km内に、135戸以上の人家があること。
 - ② 申請地を含む半径1Km内に、200戸以上の人家があること。
申請地周辺の市街化調整区域内に存する戸数の基準に適合すること。
- (8) 施設規模に応じた台数の駐車場が安全に配置されること。
- (9) 申請地面積に見合った一定の緑地を確保すること。
- (10) 申請地が、他法令による行為の制約を受けないこと。
- (11) 申請地は、有効幅員4m以上で、幹線道路まで連続している道に、有効に接していること。

岡山市開発審査会案件運用基準一覧表

平成31年 4月改訂

連番	開発行為等	運用基準		開発許可制度運用指針	
		番号	手引きの頁		
1	分家住宅	(1)	135	1-7-1-(1)-①, ②	
2	住宅関係	大規模既存集落内の分家住宅		1-7-1-(7)-②	
3		大規模既存集落内の自己用住宅		1-7-1-(7)-①	
4		市街化調整区域に立地する事業所に従事する者等の住宅, 寮		1-7-1-(5)	
5		大規模既存集落内の公営住宅		1-7-1-(7)-④	
6		優良田園住宅		1-7-1-(16)	
7		地域活性化関係	第二種特定工作物及び1ヘクタール未満の運動・レジャー施設に併設される建築物		1-7-1-(11)
8	大規模既存集落内の小規模な工場等		1-7-1-(7)-③		
9	産業振興に資する技術先端型業種の工場等				
10	特定流通業務施設		1-7-1-(13)		
11	現地の自然的土地利用と一体的なレクリエーション施設		1-7-1-(11)-①		
12	自治会が運営する準公益施設		1-7-1-(8)		
13	研究対象が市街化調整区域に存する研究施設		1-7-1-(4)		
14	事業関係		収用対象事業の代替建築物		1-7-1-(2)-①, ② 1-7-1-(7)-①, ②, ③
15			災害危険区域等から移転する建築物		1-7-1-(10)
16			土地区画整理事業の施行区域内の建築物		1-7-1-(6)
17	保健福祉関係		優良な有料老人ホーム		1-7-1-(14)
18			地域の需要に相応する老人保健施設		1-7-1-(15)
19			社会福祉施設		1-7-1-(17)
20		医療施設		1-7-1-(18)	

連番	開 発 行 為 等		運用基準		開発許可制度運用指針
			番号	手引きの頁	
21	その他の運用指針	学校			1-7-1-(19)
22		既存建築物の建替	(11)	146	1-7-1-(9) 1-7-1-(20)-②
23		既存の土地利用を適正に行うため最低限必要な管理施設	(12)	147	1-7-1-(20)-①
24		適法に建築された後、相当期間利用された建築物の用途変更	(13)	148	1-7-1-(20)-③
25		地域の信者のための社寺仏閣・納骨堂			1-7-1-(3)
26	運用指針	自動車又は墓石若しくは庭石の販売店舗	(14)	149	
27		既存の宅地の開発行為等	(15)	150	
28		開発審査会事前審査承認地にかかる都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに基づく建築許可申請	(16)	151	
29		工事完了公告を受けた大規模開発団地内又は事前審査承認地内における再開発行為	(17)	152	
30		建築物の所有権の移転（属人性）	(18)	153	
31		再生クラッシュャープラント	(19)	154	
32		自動車リサイクル法に基づく使用済自動車又は解体自動車の解体等を行う事業に係る建築物	(20)	155	
33		産業廃棄物又は一般廃棄物処理関連施設からの廃棄物等の飛散及び流出を防止し、又は悪臭の発生等を防止若しくは軽減するために必要な建築物	(21)	156	
34		社会福祉施設、医療施設及び学校の既存建築物の建替	(22)	157	
35		国、県等が開発した土地における建築物の建築	(23)	158	
36	企業主導型保育施設	(24)			
37	その他				

※ 手引きは、「開発許可申請の手引き 平成27年4月」（一般社団法人岡山県建築士会 発行）

※ 「開発許可制度運用指針」は、国土交通省 平成29年7月31日 国都計第41号改正によるものとする。